

# 滋賀県卸売市場整備計画

平成18年3月

滋 賀 県

## 滋賀県卸売市場整備計画目次

第 1	卸売市場整備計画の策定について	1
第 2	目標年度	1
第 3	卸売市場の適正な配置の方針	
1	生鮮食料品等の流通事情	1
2	品目別流通圏の設定	8
3	卸売市場配置計画	11
第 4	卸売市場の安全・安心への対応および市場機能の充実強化に関する事項	13
第 5	近代的な卸売市場の施設の種類、規模、配置および構造に関する基本的指標	16
第 6	卸売市場における取引および物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項	18
第 7	卸売業者および仲卸業者の経営の近代化の目標	21
第 8	その他卸売市場の整備を図るために必要な事項	22
別記	1 卸売市場施設規模算定基準	24
	2 卸売市場一覧表	25

## 第1 卸売市場整備計画の策定について

近年、卸売市場を取り巻く環境は、野菜、果実および水産物の消費支出が減少するなど、消費の質的な変化、消費者の購買行動の変化、産地の大型化、小売における量販店シェアの拡大、輸入生鮮食料品の増大、さらには物流技術の進歩、情報化の進展などにより大きな変化を来している。

また、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、卸売市場においてもこれらに対応する新たな流通システムの確立や品質管理の徹底に対する要請が高まっている。

このような環境変化に的確に対応して、卸売市場における品質管理の高度化等の機能強化や取引における情報技術の活用の促進等を基本的な方向として、国の卸売市場整備基本方針が平成16年10月1日公表された。

これに即し、本県卸売市場が地域流通の拠点としてその機能を十分に発揮し、本県生鮮食料品等の需給の安定と、公正かつ安定的な価格形成が図られ、地域住民の食生活に寄与することを目的として、「第8次滋賀県卸売市場整備計画」を策定する。

## 第2 目標年度

今回の「第8次滋賀県卸売市場整備計画」の策定にあたっては、国の卸売市場整備方針の基本的方向を取り入れるとともに、第7次滋賀県卸売市場整備計画策定後の消費動向の変化や、市場外流通の増加、県内卸売市場の運営状況等を踏まえた計画の策定項目の全面的見直しを行うものとする。

期間設定については、平成17年度(2005年度)を初年度として、平成22年度(2010年度)を目標年度とする。

基準年度は、平成15年度(2003年度)とする。

## 第3 卸売市場の適正な配置の方針

### 1 生鮮食料品等の流通事情

本県の人口は、基準年度においては、1,366千人(県推計人口)であるが、平成15年9月に県が発表した「滋賀県中期計画」によると、平成22年度(目標年度)には、1,441千人になるものと推計しており、約5.5%(基準年度対比)の伸びになるものと見込まれる。

## (1) 需要の現状と見通し

基準年度の総需要量は、消費人口に農林水産省の「食料需給表（1人1年当たり供給純食料）」（以下「供給純食料」という。）の平成15年度の供給純食料を乗じて積算すると、野菜130,043トン、果実54,367トン、水産物72,261トン、食肉35,261トンとなり、花きについては、農林水産省の「花き生産振興指針（花きの需要・生産の見通し）」に基づき換算すると169,930千本（鉢物は1鉢につき切花8本として換算）である。

今後の生鮮食料品等の1人当たり需要量は、野菜、果実、水産物、食肉、花きすべてについて安定的な伸びが見込まれる。本県の人口は、今後も着実な伸びが見込まれるため、平成22年度（目標年度）の生鮮食料品等の総需要量は、野菜155,628トン（基準年度対比19.7%増）、果実59,081トン（同8.7%増）、水産物79,255トン（同10.0%増）および食肉38,907トン（同10.3%増）と積算され、花きについては193,094千本（同13.6%増）と見込まれる。（第1表参照）

第1表 生鮮食料品等の需要量の見通し

区分 品目	平成15年度			平成22年度			対比（H22/15）		
	人口	供給 純食料	総需要量	人口	供給 純食料	総需要量	人口	供給 純食料	総需要量
野菜	千人 1,366	kg 95.2	t 130,043	千人 1,441	kg 108.0	t 155,628	%	% 113.4	% 119.7
果実		39.8	54,367		41.0	59,081		103.0	108.7
水産物		52.9	72,261		55.0	79,255		104.0	110.0
食肉		25.8	35,261		27.0	38,907		104.7	110.3
花き		本 124.4	千本 169,930		本 134.0	千本 193,094		107.7	113.6

- 備考 1 平成22年度人口は、滋賀県中期計画による。  
 2 平成15年度供給純食料（人口1人当たり年間需要量）は、農林水産省「食料需給表」に基づき算出。平成22年度供給純食料は「食料・農業・農村基本計画」の品目別食料消費の推移に基づき算出。  
 3 花きについては、花き生産振興指針（H17.3 農水省）「花きの需要・生産の見通し」に基づき算出。また、鉢物は1鉢につき切り花8本で換算し、供給純食料、需要量に含める。（以下、各表同じ）

## (2) 供給の現状と見通し

本県の野菜は、基準年度において53,010トン生産されており、都市近郊型の軟弱野菜や施設園芸が営まれている。生産された野菜は、県内外の市場への出荷のほか、産直による販売、自家消費などにより、県内需要に

向けられたのは 37,803 トンであり、総需要量に対する県産の供給率は 29.1 % である。野菜の生産には多くの労働力を要するが、消費者の「安全・安心・新鮮」へのニーズが高まってきており、県産野菜の需要は増加している。そこで、需要動向に応じた生産の拡大に努め、省力化技術の開発・導入、施設栽培の推進などの施策を講じることにより、基準年度の生産量を 26.9 % 上回る程度と考えられる。また、県内市場の利用促進に努め、目標年度における県産の供給率は 30.8 % 程度に推移するものと見込まれる。

果実は、5,100 トン生産されており、地場販売や観光果樹園を含めて県内に向けられたのは 4,925 トンで、総需要量に対し 9.1 % である。目標年度に向けて新しい栽培技術の導入など生産の増加に努めることにより、県産供給率は 9.8 % 程度で推移するものと見込まれる。

水産物は、海に面していない本県においては、2,808 トン生産されており、その中心は琵琶湖での漁獲および内水面での養殖となっている。その生産量は減少の傾向にあり、その多くは加工用に向けられていることから、県内需要に向けられたのは、443 トンで、総需要量に対し 0.6 % となっている。漁場環境の保全や有害生物の駆除を行い、養殖など生産拡大に努めることにより、目標年度における県内供給率は微増の 1.2 % 程度になるものと見込まれる。

食肉は、5,945 トン生産され、そのうち 3,046 トンが県内需要に向けられている。総需要に対する県内産の供給率は 8.6 % である。目標年度には、食肉センター等の整備が見込まれるため、生産量の増加や県内向け出荷に努め、県産供給率は 15.4 % 程度になるものと見込まれる。

花きは、30,751 千本生産されており、全国的生産地となっている品目もあるが、現在、県内に生花部を持つ卸売市場が立地していないため、すべて県外市場へ出荷され、今後もこの状態が続くと考えられる。

以上のように、いずれの産品についても、基準年度に相当する生産および県内向け供給が見込まれるが、県内需要の絶対量を賄うまでには至らず、目標年度においても県外産に依存せざるを得ない状況が続くものと考えられる。  
(第 2 表参照)

第2表 生鮮食料品等の供給の現状と見通し

年度	品目	県生産量 ++	加工用	県外 向け	県内向け			県内総 需要量	県内 供給率 /
					自給	出荷	計		
平成15年度	野菜	53,010 <sup>t</sup>	4,625 <sup>t</sup>	10,582 <sup>t</sup>	28,659 <sup>t</sup>	9,144 <sup>t</sup>	37,803 <sup>t</sup>	130,043 <sup>t</sup>	29.1%
	果実	5,100	-	175	3,797	1,128	4,925	54,367	9.1
	水産物	2,808	1,903	462	-	443	443	72,261	0.6
	食肉	5,945	-	2,899	-	3,046	3,046	35,261	8.6
	花き	千本 30,751	千本 -	千本 30,751	千本 -	千本 -	千本 -	千本 169,930	-
平成22年度	野菜	67,380 <sup>t</sup>	5,800 <sup>t</sup>	13,600 <sup>t</sup>	34,780 <sup>t</sup>	13,200 <sup>t</sup>	47,980 <sup>t</sup>	155,628 <sup>t</sup>	30.8
	果実	6,120	-	350	4,080	1,700	5,780	59,081	9.8
	水産物	5,035	3,069	1,006	-	960	960	79,255	1.2
	食肉	7,190	-	1,214	-	5,976	5,976	38,907	15.4
	花き	千本 38,830	千本 -	千本 38,830	千本 -	千本 -	千本 -	千本 193,094	0.0
対比 H22/ 15	野菜	126.9%	125.4%	128.5%	121.4%	144.4%	126.9%	119.7%	-
	果実	120.0	-	200.0	107.5	123.1	117.4	108.7	-
	水産物	179.3	161.3	217.7	-	216.7	216.7	110.0	-
	食肉	120.9	-	41.9	-	196.2	196.2	110.3	-
	花き	126.3	-	126.3	-	-	-	107.7	-

備考 1 平成15年度「野菜、果樹」は、青果物生産事情調査（農産流通課調べ）、「水産物」は、大津統計・情報センター「食肉」は、酪肉近代化計画（畜産課）、「花き」は、き生産調査（農産流通課調べ）に基づき算出。  
 2 平成22年度は、「しがの農業・水産業新戦略プラン」に基づき算出。  
 3 県内向け出荷は、市場出荷のほか市場外流通も含む。  
 4 野菜はいも類を含み、果実は果実的野菜（イチゴ、メロン、スイカ）を含む。  
 5 食肉は、牛肉と豚肉で、枝肉換算重量である。  
 （以下、各表同じ）

(3) 卸売市場流通および卸売市場を経由しない流通等の現状と見通し

本県には中央卸売市場はなく、地方卸売市場が総合（青果・水産物）市場6、青果市場1、水産物市場2および食肉市場1の合計10市場あり、これらにおいて卸売業務を行う者は19業者ある。

平成15年度（基準年度）における県内卸売市場取扱量は、野菜42,650トン、果実12,334トン、水産物10,823トンおよび食肉3,046トンである。県内の総需要量に対し、卸売市場が供給した割合は、野菜32.9%、果実22.7%、水産物21.1%および食肉8.6%である。また、総需要量から農家自給量を差し引いた流通需要量に対しては、野菜42.2%、果実24.4%となっている。

一方、市場外流通量は、野菜 58,461 トン、果実 38,236 トン、水産物 40,402 トンおよび食肉 32,215 トンであり、県内の総需要量に対する割合は、野菜 45.0 %、果実 70.3 %、水産物 78.9 %および食肉 91.4 %である。

(第3表参照)

第3表 卸売市場流通量の現状(平成15年度)

区分 品目	総需要量 A	農家自給量		市場 流通量 C	市場供給率		市場外流通量 D	
		B	B/A		C/A	C/A-B	D/A	
野菜	130,043 <sup>t</sup>	28,659 <sup>t</sup>	22.1%	42,650 <sup>t</sup>	32.9%	42.2%	58,461 <sup>t</sup>	45.0%
果実	54,367	3,797	7.0	12,334	22.7	24.4	38,236	70.3
水産物	72,261	-	-	10,823	21.1	21.1	40,402	78.9
食肉	35,261	-	-	3,046	8.6	8.6	32,215	91.4
花き	千本 169,930	-	-	千本 -	-	-	千本 169,930	100.0

県内卸売市場の取扱品の入荷先は、野菜については、県内産 22.4 %、旅荷(県外産) 52.6 %、他市場からの転送が 25.0 %である。果実、水産物については、県内産は、それぞれ 4.0 %、2.7 %と少なく、ほとんどが旅荷あるいは転送となっている。食肉は、全て県内産である。

(第4表参照)

第4表 卸売市場の入荷先別状況(平成15年度)

入荷先 品目	県内産		旅荷		転送		合計	
	比率	比率	比率	比率	比率	比率	比率	
野菜	百万円 1,904	22.4%	百万円 4,472	52.6%	百万円 2,128	25.0%	百万円 8,504	100.0%
果実	117	4.0	2,116	71.6	724	24.4	2,957	100.0
水産物	253	2.7	4,357	46.4	4,789	50.9	9,399	100.0
食肉	2,643	100.0	-	-	-	-	2,643	100.0
花き	-	-	-	-	-	-	-	-
計	6,064	25.0	10,970	45.2	7,229	29.8	24,263	100.0

備考 1 旅荷とは、県外産地から直接、県内市場に入荷しているもの  
2 転送とは、他の市場を経由して、県内市場に入荷しているもの

県内卸売市場の多くは、日常生活圏を中心とする地域への供給を行う機能を果たしているが、拠点市場においては一部の品目について県内・県外

の他市場への転送も併せて行っている。

なお、食肉は、平成 17,18 年度に整備する新食肉センター内の市場を通じて、県内、県外に供給できる体制整備を図る。

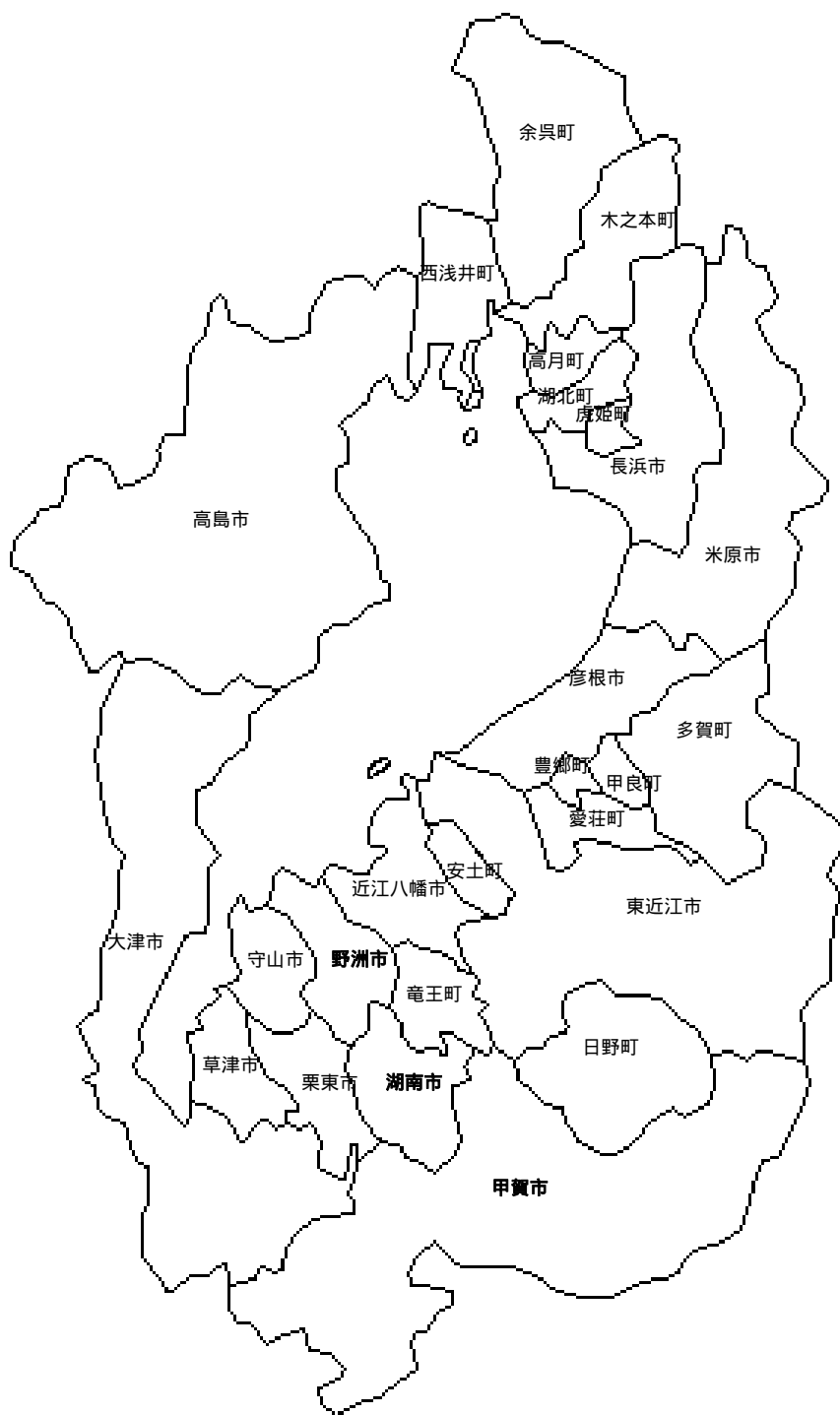
目標年度における県内卸売市場の流通量は、市場供給割合の上昇等を考慮して、野菜 52,123 トン（基準年度対比 22.2 % 増）、果実 13,532 トン（同 9.7 % 増）、水産物 11,357 トン（同 4.9 % 増）および食肉 5,976 トン（同 96.2 % 増）と見通すものである。

（第 5 表参照）

第 5 表 卸売市場流通量の見通し（平成 22 年度）

年 度	品 目	総需要量 A	農家自給率		市場流 通量 C	市場供給率		市場外流通量 D	
			B	B/A		C/A	C/A-B	D	D/A
平 成 22 年 度	野 菜	155,628 <sup>t</sup>	34,780 <sup>t</sup>	22.3 <sup>%</sup>	52,123 <sup>t</sup>	33.5 <sup>%</sup>	43.1 <sup>%</sup>	68,725 <sup>t</sup>	44.2 <sup>%</sup>
	果 実	59,081	4,080	6.9	13,532	22.9	24.6	41,468	68.5
	水産物	79,255	-	-	11,357	14.3	14.3	67,898	85.7
	食 肉	38,907	-	-	5,976	15.3	15.3	32,931	84.7
	花 き	千本 193,094	千本 -	-	千本 -	-	-	千本 193,094	100.0

第1図 滋賀県内地方卸売市場配置図



総合市場

青果市場

水産物（消費地）市場

食肉市場

## 2 品目別流通圏の設定

本県は、西に京阪神都市圏、東に中京都市圏を控えており、生鮮食料品の流通は、基本的にはこれらから広域的な影響を受けているが、県内卸売市場の配置状況やそれらの分荷区域、流通の実態に即し、また流通の効率化を推進することから、当面、青果物および水産物は南部、中部および北部の3つの流通圏を設定し、食肉については全県を1つの流通圏とする。

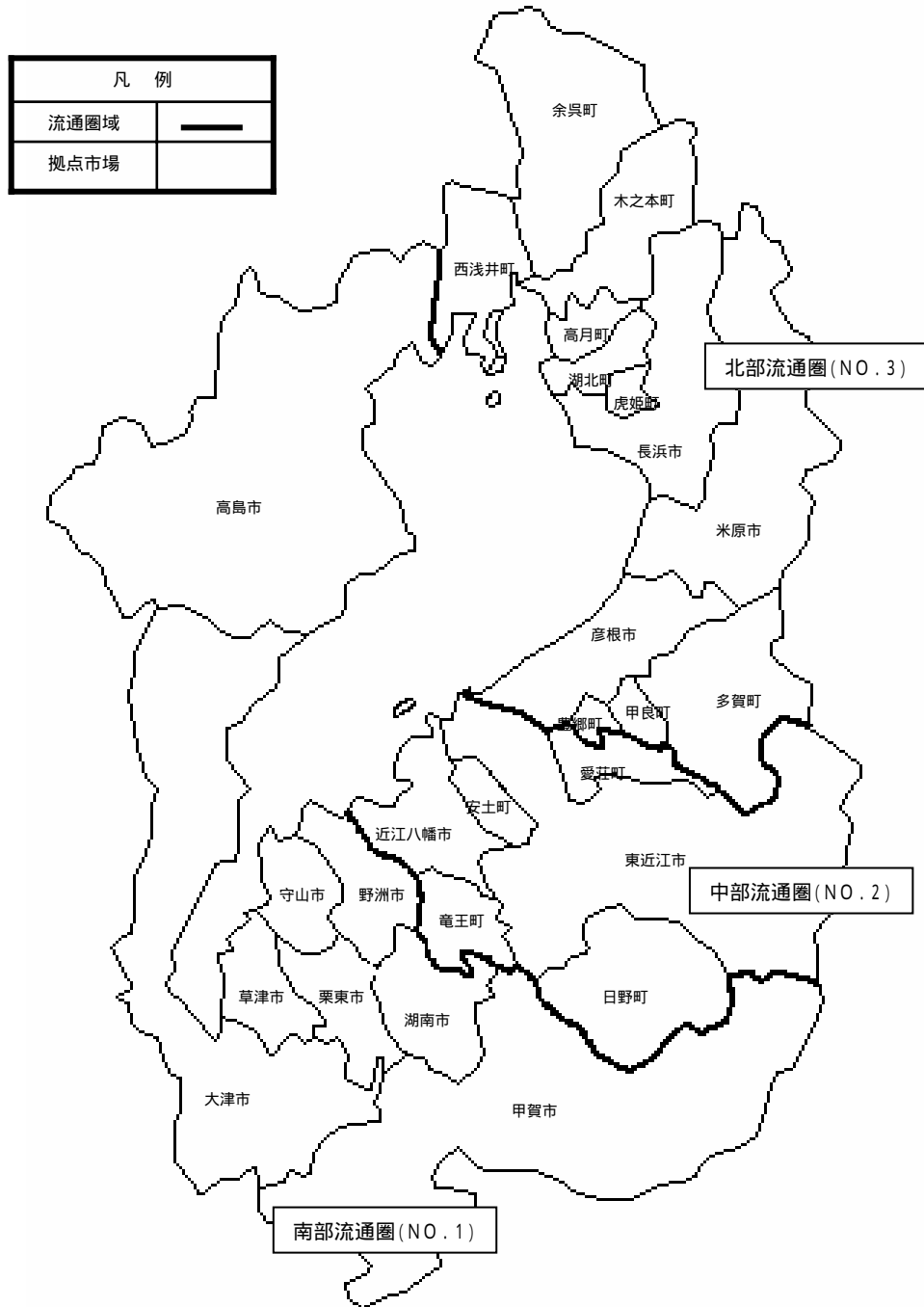
(第6表参照)(第2図参照)

第6表 品目別流通圏の設定

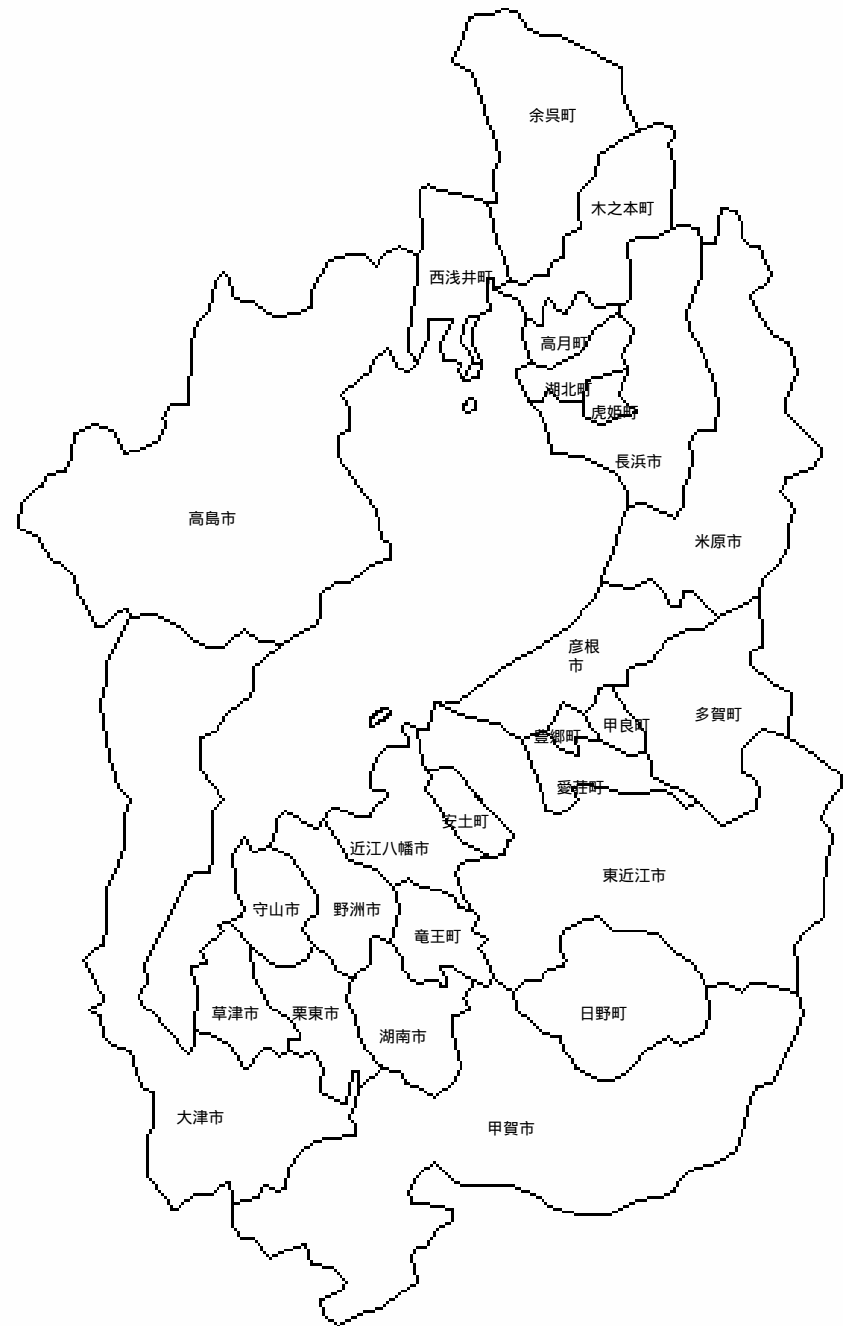
流通圏( NO )			区 域	流 通 圏 人 口		市場供給圏対象人口		市 場 取 扱 量		他の流通圏との重複区域	備 考 (市場供給率)	
青果	水産物	食肉		平成 15 年度 (基準年度)	平成 22 年度 (目標年度)	平成 15 年度 (基準年度)	平成 22 年度 (目標年度)	平成 15 年度 (基準年度)	平成 22 年度 (目標年度)		平成 15 年度 (基準年度)	平成 22 年度 (目標年度)
南部 (1)	南部 (1)		大津市、草津市、守山市、 栗東市、野洲市、湖南市、 甲賀市、高島市	千人 816	千人 879	野菜 304 果実 198 水産物 110	千人 331 213 113	野菜 28,963 果実 7,892 水産物 5,823	t 35,722 8,749 6,212		% 野菜 37.3 果実 24.3 水産物 13.5	% 37.7 24.2 12.9
			近江八幡市、東近江市、安土町、 日野町、竜王町、愛荘町、 豊郷町	246	255	野菜 33 果実 30 水産物 51	36 32 51	野菜 3,142 果実 1,182 水産物 2,701	3,880 1,298 2,792	愛荘町、 豊郷町  北部と重複	野菜 13.4 果実 12.2 水産物 20.7	14.1 12.5 20.0
			彦根市、長浜市、愛荘町、 豊郷町、甲良町、多賀町、 米原市、虎姫町、湖北町、 高月町、木之本町、余呉町、 西浅井町	304	307	野菜 111 果実 82 水産物 43	116 85 43	野菜 10,545 果実 3,260 水産物 2,299	12,521 3,485 2,353	愛荘町、 豊郷町  中部と重複	野菜 36.5 果実 27.0 水産物 14.1	37.8 27.9 14.0
計			28市町	1,366	1,441	野菜 448 果実 310 水産物 205	534 428 206	野菜 42,650 果実 12,334 水産物 10,823	52,123 13,532 11,357		野菜 32.8 果実 22.7 水産物 15.0	37.0 29.7 14.3

備考 流通圏を重複している町の人口は、それぞれの流通圏に半数づつ配分している。

第2図 (1)青果・水産物流通圏区分地図



第2図 (2)食肉流通圏地図(全県一流通圏)



### 3 卸売市場配置計画

本県の卸売市場は、生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通を確保する観点から、先に設定した流通圏において拠点市場の施設整備が進められ、昭和57年10月に八日市市公設地方卸売市場が、昭和63年10月に大津市公設地方卸売市場が、平成2年5月に長浜地方卸売市場が、さらに彦根総合地方卸売市場が平成4年3月に開設された。

これまでの市場整備を踏まえ、当面、県内卸売市場の配置計画は、次のとおりとする。

#### (1) 青果物・水産物市場

南部、中部、北部の流通圏ごとに整備された拠点市場の機能を充実し、基幹的流通をさらに促進する。

各流通圏内において、専ら日常生活圏を中心とした地域への供給機能を有する市場は存置して、補完的流通を形成する。

存置市場は、圏域内の拠点市場と連携した分荷市場として機能し、また総合的な食品センターとしての機能の充実や流通の効率化等を図ることから、必要に応じ、連携、統合等を含めた市場機能の充実に努める。

#### (2) 食肉市場

輸入食肉の増加、部分肉流通の進展等の生産流通事情に配慮しつつ、と畜施設、部分肉加工施設および市場施設を合わせ持つ、新食肉センターとして整備を行う。

#### (3) 卸売市場配置計画

本県卸売市場の配置については、このような考え方に基づき第7表のとおりとする。

第7表 卸売市場配置計画

流通圏(No)			配置位置	当該流通圏既存市場			整備方針					備考		
青果	水産物	食肉		市町	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目	整備等予定年度				
										前期	後期		目標以降	
南部 (1)	南部 (1)		大津市	大津市	大津市公設地方卸売市場	公	拠点市場として機能を充実する。 存置 存置 存置 存置	公 民 民 民 民	総合 総合 青果 水産物 水産物				(第3次計画)	
			高島市	高島市	地方卸売市場(株)才川食品店	民								
			甲賀市	甲賀市	甲賀郡農協地方卸売市場	民								
			同	同	(株)水口寿志亭地方卸売市場	民								
			同	同	地方卸売市場甲賀物産	民								
中部 (2)	中部 (2)		東近江市	東近江市	東近江市八日市地方卸売市場	公	拠点市場として機能を充実する。 存置	公 民	総合 総合				(第2次計画)	
			近江八幡市	近江八幡市	近江八幡地方卸売市場	民								
北部 (3)	北部 (3)		彦根市	彦根市	彦根総合地方卸売市場	準公	拠点市場として機能を充実する。 拠点市場として機能を充実する。	準公 準公	総合 総合					(第4次計画) (第4次計画)
			長浜市	長浜市	長浜地方卸売市場	準公								
		全県	近江八幡市	近江八幡市	滋賀食肉地方卸売市場	民	新食肉センター整備構想に基づき設置する。	準公	食肉				(第8次計画)	

備考 1 区分の欄、「公」とは地方公共団体が設置している市場、「民」とは民間が設置している市場、「準公」とは主たる地方公共団体が50%を超えて出資をしている第三セクター会社が設置している市場をいう。

2 取扱品目の欄、「総合」とは青果と水産物の卸売り業務を行っている市場をいう。

## 第4 卸売市場の安全・安心への対応および市場機能の充実強化に関する事項

全国的に卸売市場を取り巻く環境には、供給面では、生産・出荷の大型化、輸入品の増加、需要面では、量販店等の大口需要者のシェアの増大、消費者ニーズの多様化・高度化、流通面では、物流技術の進歩、情報化の進展、市場外流通の増大等、大きな変化が生じてきている。また、消費者の食の安全・安心が高まる中で、卸売市場に対して生産・消費両サイドの期待に応えられる「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換が求められている。

このような中で、県内市場の状況を見ると、供給面では県下には10の地方卸売市場が立地しており、4つの総合(青果・水産物)市場を拠点市場として、その他の5つ(食肉を除く。)の市場がこれを補完する形で、県内生鮮食料品等の安定供給に努めているところであるが、県内産地の出荷の大型化に対応できない比較的規模の小さい市場は、県外市場からの転送物を取り扱うことが多くなり、県内生産者に対し十分な荷受機能を発揮できなくなっている。一方では、県内生産物の生産・出荷の絶対量が少なく、県内消費を満たせていない状況にもある。

需要面では、消費者の購買行動の変化が著しく、購入先が一般小売店からスーパー等量販店へ移りつつある。このため、量販店への対応のできていない市場の取扱量の減少が著しい。

流通面では、京都市中央卸売市場の影響が大きく、平成15年度の同市場への県内野菜の出荷量は9,419トンである。同年度の県内市場への出荷量は10,563トンとなっている。

また、安全・安心への対応については、各市場において市場実態を踏まえた品質管理の高度化に向けた取組が展開されているが、情報技術等の新技術を活用した新たな流通システムの確立には至っていない状況にある。

こうした状況の中で、本県卸売市場が生鮮食料品流通の中核として機能し、生産者と消費者をつなぐ信頼される市場を構築していくために、卸売業者、開設者、行政など市場関係者は、特に次の事項について留意するものとする。

### 1 安全・安心な市場

#### (1) 取引方法の多様化への対応と表示の徹底

産地の大型化による価格要請の強まりや大口需要者のシェア拡大による事前注文の増加傾向を背景として、予約相対取引等のせり取引以外の比重

が高まっている。こうした流通環境の変化を踏まえ、取引の透明性と効率性に配慮しつつ、各市場の実態を反映した取引ルールの改善と適正な運営を行う。

また、J A S法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)に基づき、取扱生鮮食料品等の名称や原産地表示の徹底等により公正な取引を推進する。

## (2) 安全・安心な流通システムの確立

生産段階におけるトレーサビリティシステムへの対応が進みつつあり、食の安全・安心の確保に対応するため、生産情報の適正な整理や情報技術を活用した各市場の実態に応じたトレーサビリティシステムをはじめとした、安全・安心な流通システムの確立を図る必要がある。併せて卸売市場が生産と消費をつなぐ情報発信基地として機能するよう市場内、産地と市場および市場と市場利用者間の各システムを連携させた情報ネットワーク化を図る必要がある。

## (3) 衛生管理の充実

市場流通の中で大量に発生する容器、包装、廃棄物等の環境問題の深刻化や食品の安全性に対する社会的要請に対応するため、廃棄物等の発生の抑制とリサイクルを含めた処理システムや、有害物品に関する自主検査体制等の整備に努めるとともに、環境・衛生面での水準の向上を図る。

## 2 信頼される市場

### (1) 災害時に即応できる供給体制の確立

生鮮食料品等の安定的供給という卸売市場の果たす基本的な機能を考慮して、災害時に卸売市場の機能を確保するとともに、平成11年3月に県内拠点市場等で締結された災害時相互応援に関する協定を実効あるものとする。

また、近隣府県の卸売市場との相互供給体制の確立を図るなど、生鮮食料品等の安定供給に努める。

## (2) 卸売市場の運営

卸売市場の運営に当たっては、市場の果たしている役割を県民に広くPRするとともに、食に関するイベント、教育のための市場見学等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保、消費者を対象とした表示に関する講習会や料理教室等の実施など開かれた卸売市場となるように努めるとともに、併せて更なるコスト削減に努め、効率的な運営を図る。

また、生産者へは十分な販路を提供し、消費者には生産者の顔の見える・栽培履歴の分かる流通など、特色のある市場づくりを進め、生産者および消費者から信頼される市場づくりに努める。

## 3 市場流通促進

### (1) 県内生産物の取扱の充実

本県には、青果物をはじめ一定の生産実態があり、かつ、一部の品目では県外市場で銘柄化しているものもある。今後、県内市場へより一層の安定的・継続的な集荷を行うため、市場関係者は関係機関と連携して生産者とのコミュニケーションを深め、産地の育成・強化や新品目の開発に努めて県内生産の拡大を図るとともに、県外市場へ出荷されている物品を県内市場への出荷に仕向けていくなど、特に県内産物の取扱の充実に努める。

消費者が求める、より安全・安心・新鮮というニーズに応えるため、「環境こだわり農産物」の取扱の充実に努めるとともに、県内農産物の流通時間を短縮し新鮮な農産物の提供に努める。

### (2) 県外生産物の取扱の充実

本県では、生産者団体や行政などにおいて、産地の開発や生産の拡大に向け取り組んでいるが、全ての品目において生産量が県内総需要量を下回っていることから、県外優良産地や県外産地市場との結び付きに努める。

### (3) 地域に密着した市場の展開

一般小売店が減少の傾向にある中で、地域の食文化や「食へのこだわり」など需要にあった多様な品揃えや、市場利用者への加工・配送サービス、情報提供等の機能を充実するとともに、周辺産地との連携による地場産品

の開発・集荷を行い、住民に密着した小売店の支援に努める。

#### (4) 量販店等への市場の展開

消費者の購買行動がスーパー等量販店に移行しつつある。こうした消費者の変化を踏まえ、量販店や外食産業等との取引の拡大に努める。

### 4 業者の経営基盤強化および市場関係者の連携強化

#### (1) 業者の経営基盤の強化

近年における流通情勢の変化の著しい中で、市場関係事業者の経営悪化といった厳しい環境に対応するため、コスト削減等の経営合理化が必要となっている。このため、流通コスト削減はもとより、卸売業者、仲卸業者等の統合大型化や、業者間の提携等により経営基盤の強化に努める。また、市場関係事業者の経営の健全化の確保は、卸売市場が公共的な使命を果たすための基盤であることから、経営の専門家等による経営診断を取り入れるなど、経営体質の強化に努める。

#### (2) 市場関係者の連携強化

大規模流通等に対応するため、県内市場関係者間の連携や提携を進め、集荷・販売機能の強化や商品開発機能の向上に努める。

また、組織化されている各市場関係団体の活動の強化を図り、生産者と市場、市場間、市場関係者間等の調整を進め、市場相互の機能の充実を図る。

## 第5 近代的な卸売市場の施設の種類、規模、配置および構造に関する基本的指標

### 1 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全・安心に対する要請の高まりおよび環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配

慮するものとする。

売場施設	駐車施設	貯蔵・保管施設
輸送・搬送施設	衛生施設	情報・事務処理施設
管理施設	加工処理施設	福利厚生施設
関連事業施設	以上の施設に附帯する施設	

## 2 施設の規模に関する事項

施設の規模は、別記1「卸売市場施設規模算定基準」に基づいて、適正な施設規模を確保するものとする。

## 3 施設の配置、運営および構造に関する事項

卸売市場施設の設置、運営および構造については、生産者や実需者の顧客のニーズに的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品の品質管理の向上や、市場流通コストの削減に向けて、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 取扱量の増大が見込まれる市場にあつては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。
- (2) 大規模増改築等卸売市場の新設に当たっては、原則として外気の影響を遮断する閉鎖型の施設とすること。また、低温卸売場、温度帯別冷蔵庫、衛生管理施設等の品質の高度化に資する施設を計画的に配置すること。
- (3) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- (4) 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの基幹としての卸売市場施設の適切な運営の確保や、トレーサビリティシステム（情報追跡システム）の確立のための情報技術の活用等に十分配慮すること。

(5) 卸売市場運営の効率化、卸売市場における物流業務の効率化を図るため、次の事項に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内におけるLAN（構内情報通信網）や通い容器の一時保管場所の確保に努めること。

取引における生鮮EDI標準（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取り決め）の活用、電子タグ（メモリ機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））の導入等の情報技術の活用

産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入

(6) 小売形態の変化に対応した仲卸業務の機能の充実等に資する保管・加工処理・配送施設の整備に留意すること。

また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、市場関係者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組の推進にも留意すること。

(7) 卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境との調和を図るとともに、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能を持つ施設等の関連施設整備に留意するほか、可能な限り緑地帯等を設置すること。

(8) 流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とすること。

## 第6 卸売市場における取引および物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

### 1 取引の合理化に関する事項

卸売市場の取引について、公正性・透明性を確保しつつ、流通コストの削減や生産者、実需者のニーズに的確に対応することを通じた卸売市場の取引の活性化が図られるよう、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 卸売市場における売買取引の方法については、各市場の消費動向と供

給体制の変化を踏まえ、各市場の持っている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等市場の実態を反映しつつ、市場および品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、その遵守を図ること。

- (2) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間の直接取引の拡大に対応するため、各市場においては市場間連携等による集荷力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。
- (3) 卸売市場における売買取引について、適切な価格形成を図るとともに、円滑・確実な決済を確保すること。
- (4) 卸売市場においては、原産地表示の徹底等により公正な取引を推進すること。また、食の安全・安心の確保に対応するため、卸売市場の取引においては、卸売を行った生鮮食料品等の仕入れ先、卸売を行った日等の情報の記録を適切に行うとともに、産地が提供する生産履歴情報等の適切な伝達を図るトレーサビリティシステムの確立に努めること。
- (5) 量販店等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組み、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。

## 2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 電子取引、予約相対取引、見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管等の効率化等に配慮して、保管・加工処理・

配送施設の整理に努めるとともに、場外保管施設の適切な活用を推進すること。

(3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

### 3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係業者は、温度管理による生鮮食料品等の鮮度保持、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化を図るとともに、次の事項に留意し、品質管理の高度化に取り組むものとする。

#### (1) 荷受け段階

卸売場にトラックを進入させない荷下ろし体制の整備、荷下ろし時におけるアイドリングの禁止

物品の鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の確認

物品が結露しないための輸送温度、場内温度の設定

必要に応じた輸送業者に対する輸送条件の記録の提示

#### (2) 卸売段階

低温卸売場での取引や見本ぜりの活用

物品の床への直置きや引きずりの禁止

卸売場の衛生的な利用、喫煙や飲食の禁止

取引後の速やかな物品の搬出

#### (3) 仲卸段階

腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去

低温倉庫や冷蔵庫での保管期間の短縮

花き（切り花）にあっては、清潔な容器や水の維持

#### (4) 配送段階

買荷保管所または積込場所等における滞留時間の短縮

保冷・冷凍車両の利用の推進

物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みの推進

## (5) その他

青果物にあつては、通い容器を利用する場合には、洗浄・殺菌の徹底

水産物にあつては、食品衛生法に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準、公衆衛生上講ずべき措置の基準の遵守

食肉にあつては、食品衛生法に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準、公衆衛生上講ずべき措置の基準の遵守

また、と畜段階では、と畜場法に基づく構造設備の基準、衛生管理の基準の遵守、必要に応じた獣畜の飼育履歴等の確認、食道や直腸の結紮やナイフの消毒等H A C C P（危害分析重要管理点）の考え方を取り入れた衛生管理の導入

## 第7 卸売業者および仲卸業者の経営の近代化の目標

卸売業者および仲卸業者の経営の近代化を図るため、特に次の事項に留意するものとする。

### 1 卸売業者

- (1) 卸売業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大および経営体質の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

また、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や経営権の譲受けによる統合大型化、市場を超えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。

この場合、従業員1人当たり取扱高が目標年度において、青果物卸売業者の場合は国の定める100百万円、水産物卸売業者の場合は同じく160百万円（いずれも平成13年の価格水準）の水準を達成するように努めるとともに、異なる市場の卸売業者同士の統合大型化、青果、水産物等取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化、連携強化も視野に入れた対応を行うこと。

- (2) 管理部門について、電算化の推進と計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的、一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。
- (3) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めること。
- (4) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷販売力の強化および実需者、小売業者等との連携を深めることによる国内産の農林水産物を用いた新商品開発能力の向上に努めること。

## 2 仲卸業者

- (1) 仲卸業者の経営の発展を図るため、市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化、仲卸組合の共同事業として廃業する仲卸業者の営業権の取得等に努めること。
- (2) 小売店、外食産業等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就労体系の整備等により小売店等の営業の動向に対応した市場の休業日の営業の実現に努めること。
- (3) 関係業者間の提携関係の強化を図りつつ、大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、生産者との連携強化に取り組むことにより、新たな国内産の農林水産物の需要の開拓に努めること。

## 第8 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

その他卸売市場の整備を図るために、特に次の事項に留意するものとする。

- 1 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入を図る等、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等、市場運営および関係業者の経営の合理化に直結することを重視して、早急にその推進を図ること。

- 2 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努めること。
- 3 食品の安全性の確保と環境問題の深刻化に対応するため、有害物品に関する検査体制の確立、じんあい処理施設および汚水処理施設の整備、食品廃棄物、包装廃棄物等の減量化のための品質管理設備の導入、通い容器等の活用の推進に努めること。  
また、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに努めるなど、関係事業者の環境問題への取組を推進すること。
- 4 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図ること。
- 5 卸売市場に関する情報については、取引結果および卸売業者の財務についての公表とともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等について普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を広く公開・提供するよう努めること。
- 6 環境調和型行動を自主的に取っていくために、環境マネジメントシステムの国際規格 I S O 1 4 0 0 1 の認証取得に努めること。

## 別記 1

### 卸売市場施設規模算定基準

#### 1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場および買荷保管所または積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

$S_i$  : 目標年度における売場施設の必要規模  
 $g_t$  : 目標年度における1日当たりの市場流通の規模  
 $f_i$  : 売場施設経由率  
 $\mu_i$  : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱量  
 $R_i$  : 売場施設通路面積  
 $i$  : 各売場施設

#### 2 その他の施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

#### 3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たりの市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入および搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$S_t = 25 \text{ m}^2 \cdot \left( \frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

$S_t$  : 目標年度における駐車場の必要規模  
 $g_t$  : 目標年度における1日当たりの市場流通の規模  
 $\mu_o$  : 1台当たり積載数量  
 $M$  : その他業務用および通勤自動車台数

#### 4 市場用地の必要規模

目標年度における卸売市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模および円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1 + a) \cdot (S_i + S_t + R)$$

$S$  : 目標年度における市場用地の必要規模  
 $a$  : 増設余力指数  
 $S_i$  : 各施設の必要規模  
 $S_t$  : 駐車場の必要規模  
 $R$  : 建物外部の通路の必要規模

## 別記 2

## 卸 売 市 場 一 覧 表

市 場 名	取扱品目	卸 売 業 者 名
大津市公設地方卸売市場	青 果 水 産	滋賀びわ湖青果(株) 滋賀県魚市場(株)
東近江市八日市公設地方卸売市場	青 果 青 果 水 産 水 産	丸一八日市綜合青果(株) (株)カネトラ商店 (株)八日市中央水産 (有)八日市マルウオ魚市場
彦根総合地方卸売市場(株)	青 果 水 産	(株)オーミ青果 彦根魚市合同(株)
長浜地方卸売市場(株)	青 果 水 産	(株)長浜合同青果 (株)北びわこ水産
近江八幡地方卸売市場(協)	青 果 水 産 水 産 水 産	山源青果(岡地建蔵) (有)いば商店 (株)イガラシ 山口商店(山口清美)
地方卸売市場(株)才川食品店	青果・水産	(株)才川食品店
甲賀郡農協地方卸売市場	青 果	甲賀郡農業協同組合
(株)水口寿志亭地方卸売市場	水 産	(株)水口寿志亭
甲賀物産地方卸売市場	水 産	甲賀物産(株)
滋賀食肉地方卸売市場	食 肉	(株)滋賀食肉地方卸売市場

滋 農 経 第 6 1 7 号  
平成 17 年(2005 年) 9 月 21 日

滋賀県卸売市場審議会  
会 長 筒 井 正 夫 様

滋賀県知事 國松 善次

第 8 次滋賀県卸売市場整備計画の策定について（諮問）

卸売市場流通をめぐる環境の変化に対応し、生鮮食料品の円滑な流通を確保して県民の食生活の向上に寄与するため、第 8 次滋賀県卸売市場整備計画を定めたいので、滋賀県卸売市場法施行条例第 2 2 条の規定に基づき諮問します。

滋 卸 審 第 3 号  
平成 18 年(2006 年)3 月 30 日

滋賀県知事 國 松 善 次 様

滋賀県卸売市場審議会  
会長 筒 井 正 夫

滋賀県卸売市場整備計画の策定について(答申)

平成 17 年(2005)年 9 月 21 日付滋農経第 617 号で諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

なお、審議の過程において、青果・水産物市場にかかる流通圏設定と市場配置についての議論があったので、下記のとおり申し添えます。

記

青果物、水産物にかかる流通圏と市場配置について、「広域展開している量販店による流通が増えているため、流通圏の設定が実態にそぐわなくなっている」、「全国的に市場再編がすすんでいる」、「平成 21 年からの手数料自由化に向けて経営体質の強化が求められている」等の意見が出された。

そのため、今後も県内卸売市場の実情・動向の把握に努めながら、当卸売市場審議会において継続審議されたい。

## 滋 賀 県 卸 売 市 場 審 議 会

### 審議経過

- (1) 第 1 回会議（平成 17 年 9 月 21 日）
  - ・ 会長・副会長の互選
  - ・ 知事から滋賀県卸売市場整備計画の策定について諮問
  - ・ 大津市公設地方卸売市場の施設視察
- (2) 第 2 回会議（平成 17 年 11 月 18 日）
  - ・ 第 8 次整備計画（素案）骨子説明
  - ・ 第 8 次整備計画審議
- (3) 第 3 回会議（平成 18 年 1 月 31 日）
  - ・ 第 8 次整備計画審議
  - ・ 第 8 次整備計画答申について
- (4) 滋賀県卸売市場整備計画の策定について答申（平成 18 年 3 月 30 日）

### 委員名簿

（平成 18 年 3 月 30 日現在・敬称略）

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
目・信	滋賀県市長会会長（大津市長）	
伊藤辰夫	全国農業協同組合連合会滋賀県本部副本部長	
鳥塚五十三	滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長	
橋本富行	滋賀県青果卸売市場連合会会長	副会長
伊達良文	滋賀県水産物卸売市場連合会会長	
大伴克巳	株式会社滋賀食肉地方卸売市場取締役社長	
岸辺信弥	株式会社平和堂 生鮮食品事業部長	
筒井正夫	滋賀大学経済学部教授	会 長
高橋卓也	滋賀県立大学環境科学部講師	
中本悦子	中小企業診断士	
城島みち子	滋賀県消費学習グループ連絡会会長	
大田勝司	滋賀県生活協同組合連合会会長	
田中登代美	滋賀県地域女性団体連合会常任理事	
北村悦子	公募委員	
伊部弘恵	公募委員	

**滋賀県卸売市場整備計画**

**平成18年3月策定**

**滋賀県農政水産部農業経営課**

〒 520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL ( 0 7 7 ) 5 2 8 - 3 8 3 4